資料１

米子市行政改革重点推進方針

－米子を元気にする行政システムの確立に向けた基盤整備の推進－

平成１４年１月２２日

米子市行政改革推進本部

１　策定の趣旨

本市では、平成８年12月に策定した新米子市行政改革大綱に基づき、地方分権への対応と財政の健全化を図りながら、簡素で効率的な行政システムの構築に向け行政改革を推進してきた。

しかし、この間、国・地方を通じた財政危機の中で、本格的な地方分権の時代を迎え、今後、地方には個性ある自立した発展、すなわち、均衡ある発展という従来の横並びの意識から脱し、財政の健全化を図りつつ、自治体間で創意工夫のまちづくりを競い合うことを強く期待されていることから、市の行政システムについても、単に簡素で効率的であるばかりでなく、米子の個性的なまちづくりを自立的に推進していくために望ましい行政システム像を描き、その実現を図ることが必要である。

我が国は、今、ＩＴ（情報技術）革命と称して高度情報化社会へ向かって爆発的な勢いで進んでおり、市においても、行政情報の電子化を進め、事務の高度化・効率化や市民サービスの質的向上を図ることが急務となっているとともに、地方分権により市が自らの権限で市民サービスの水準を決定する機会が増えてきたことにより、自己決定・自己責任の下に、これまで以上に市民と一体となって市政を推進していくことが重要になっており、そのためには、情報公開・説明責任・市民参画を通じた市民との対話の充実が急がれる。

このため、本市としては、行政システムの簡素効率化の視点を引き続き堅持しながらも、高度情報化の進展と情報公開・説明責任・市民参画の時代の到来といった近年の社会情勢の変化に的確かつ迅速に対応することができる行政システム像として、以下に「米子を元気にする行政システム」を展望し、当面は、その確立に向けた基盤整備を優先的に推進すべく、市民の視点に立ちながら、緊急的課題を重点的に推進する新たな行政改革に徹底して取り組むこととし、この方針を策定するものである。

◎米子を元気にする行政システム

このシステム像は、市と市民がネットワークで結ばれているかのように行政情報が共有された中で、市の組織と職員は、情報公開・説明責任・市民参画などを通じ十分に市民と対話し、充実感を持って仕事を行い、一方、市民は、市政に関心を持ち、意見を述べ、市と協働して米子のまちづくり

を行うことに満足感を得る。このように、市と市民が活力に満ち元気であるとともに、お互いが健全な関係にある米子のまちを構築し、維持するものである。

２　緊急的課題

「米子を元気にする行政システム」の確立のためには、まず、市と市民がお互いに元気になる環境整備を行わなければならない。

市の組織と職員に対しては、安定した財政基盤の下に、真に必要な事務事業等を適切に取捨選択して行うことができ、自ら仕事の成果を実感することができる環境を整備する必要がある。

一方、市民に対しては、市の仕事への関心を促し、協働による米子のまちづくりへの気運を高める観点から、市の行政情報を積極的に提供し、市政への参画を容易にする環境を整備する必要がある。

これらのことから、「米子を元気にする行政システム」の確立に向けた基盤整備として、次のように緊急的課題を掲げる。

(1) 選択型行政への転換

事務事業等の成果、効率性等を的確に評価し、行政が直接取り組むべき課題であるかどうか、又は、事務事業等の目的を果たすことのできる実施手段が民間活力の利用など他にないかどうかを見極めていく選択型行政への転換を図る。

(2) 市民との行政情報の共有化

高度情報化社会にふさわしい市民との対話のあり方を追求する中で、行政情報の電子化、広報広聴機能の見直し、情報公開・情報提供の適切な運用、市政への市民参画を推進することにより、市民との行政情報の共有化を図る。

(3) 財政の健全化

財政状況等の透明性を確保しつつ、最少の経費で最大の効果をあげるというコスト意識の徹底の下に、引き続き、事務事業等の見直し、適正な定員管理と給与の適正化の推進、外郭団体の運営改善など経費を削減又は抑制する方策を講じるとともに、公債費負担の適正化と自主財源の安定的確保・充実に取り組むことにより、財政運営の弾力性を確保し、一層の財政の健全化を図る。

３　重点推進事項

上記の緊急的課題を踏まえ、具体的には、次に掲げる事項を重点的に推進する。

(1) 行政評価システムの導入

成果重視の行政運営システムへの変革を中・長期的に展望しつつ、当面、事務事業等の適切な取捨選択と改善を不断に繰り返し実行していく行政運営の仕組み（マネジメント・サイクル）を確立するとともに、市民への説明責任（アカウンタビリティー）の質的向上や職員の意識改革を図るために、事務事業等の成果、効率性等を評価し、市民に公表する「行政評価システム」を導入する。

(2) 民間委託等の計画的な推進

民間活力を利用した市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、市の事務事業等の民間委託のあり方を示した民間委託基準等を策定し、外郭団体を含む民間への委託を計画的に推進する。

なお、民間委託の推進に当たっては、併せて民間委託以外の事務事業等の実施手段についても広く検討する。

(3) 電子市役所の実現に向けた取組の推進

行政情報を効率的に管理し、市民への提供を容易にするために、「米子市行政情報電子化計画」に基づき、庁内ＬＡＮ（ローカル・エリア・ネットワーク）の導入等による行政情報の電子化や市民が気軽に行政情報を取得することができる環境整備を進めることにより、事務の高度化・効率化、市民サービスの質的向上及び国の電子政府構想への対応を図るほか、電子市役所の実現に向けた取組を推進する。

(4) 広報広聴機能の充実

市民生活に役立つ情報の迅速な提供と市民の声の適切な把握のために、広報広聴の仕組みや組織体制を、行政情報の電子化に呼応し、かつ、市民が利用しやすいものに再構築するとともに、広報の一環である情報公開・情報提供については、行政情報の提供のあり方について指針を策定し、適切な運用を図ることにより、広報広聴機能を充実する。

(5) 市政への市民参画の機会の拡充

市民との十分な対話の中で市政を進めていくために、審議会等委員へ

の公募制導入を推進するとともに、市民参画に関する指針の策定や住民投票制度導入の研究に取り組むなど、市政への市民参画の機会を拡充するよう努める。

(6) 経費削減に向けた取組の徹底

限られた財源等を有効に活用しながら、真に必要な市民サービスを効率的に提供していくために、より一層厳格な予算査定、行政評価システムの活用等により、コストに対する職員の意識改革を図りつつ、成果、効率性等の観点から既存の事務事業等の再点検を行い、平成17年度までに１課１事務事業等を目標に廃止、縮小等を推進するほか、経費削減に向けた取組を各部署に徹底する。

特に、法令外負担金については、その必要性、負担金額の妥当性等を再検証し、整理合理化を図る。

(7) 財政運営の弾力性の確保

個性ある市のまちづくりに適切に政策的予算を配分していくためには、公債費（市の借金返済費用）の財政への負担を適正化していくことが必要であることから、引き続き、「公債費負担適正化計画」に基づき、高金利借入市債分の繰上償還、減債基金への積立及び新規市債発行額の抑制を着実に実行することにより、平成17年度までに、起債制限比率を13％以下に、長期債務残高を標準財政規模の２倍以下に抑制するよう努める。

また、今後の国の構造改革における地方交付税、国と地方の税源配分の見直し等の動向による地方財政への影響を見定めながら、これに備え、自主財源の安定的な確保と充実を図るために、引き続き、市税等の収納率向上対策の推進、手数料・使用料の適正化、遊休財産の処分の推進等に取り組むとともに、新税創設の検討を含む新たな税財源の確保策の調査研究にも着手する。

これらの取組と不断の事務事業等の見直しにより、総じて平成17年度までに経常収支比率を80％未満に抑制するよう努め、財政運営の弾力性を確保する。

（参考）

・「起債制限比率」とは、標準財政規模（地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの）に占める元利償還金の割合を表す指標であり、国が地方債の発行を許可するときの基準となる。平成12年度決算で、13.9％となっている。

・「長期債務残高」は、平成12年度末現在、標準財政規模の2.36倍となっている。

・「経常収支比率」とは、人件費、扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを表す指標であり、平成12年度決算で、80.5％となっている。

(8) 定員管理と給与の適正化

適正な定員（職員数）で適切な市民サービスを提供していくために、引き続き、効率的な人材活用による職員の総数抑制を基本としながら、継続実施中の「定員の計画再配分方式」による年１％以上の捻出再配分を確実に行うとともに、その効果の検証の後、専門機関による定員診断（事務量調査）の活用についても検討するなど、事務内容、事務量に応じた適正な定員管理に努める。

また、給与については、引き続き、国、鳥取県、県内他市との均衡を考慮した適正な給与水準の確保に努める中で、特殊勤務手当、出張旅費等の見直しを図る。

（参考）

・「定員の計画再配分方式」とは、職場間における事務量の不均衡是正と職員総数抑制を目的として、一定率の職員数の捻出と再配分を計画的に行う定員管理の一方策である。具体的には、平成15年度まで毎年１％以上の職員数の捻出を各部局に割り当て、これを新規に発生する業務に充て、又は繁忙職場に再配分しようとするものである。

(9) 財政状況等の公表のあり方の見直し

市民の理解と協力の下に財政の健全化を進めていくために、市の財政事情に関する情報を適切に市民に提供し、その透明性を確保することが求められていることから、財政、給与及び定員管理の公表内容や方法を改善するとともに、新たに、資産と負債の関係を明らかにする貸借対照表（バランスシート）や民間企業の損益計算書に相当する行政コスト計算書を作成し、公表するなど、市民にわかりやすい財政状況等の公表のあり方の見直しに取り組む。

(10) 外郭団体の統廃合等の推進

市が出資等により密接な関わりを持つ外郭団体の運営改善は、市財政の健全化に必要不可欠なものであることから、引き続き、その促進を徹底するものとし、特に、外郭団体が市の業務等の委託先となっていることに着目し、市の委託のあり方を改めて考える中で、外郭団体全体の再編を長期的視野に入れた統廃合の検討のほか、組織及び運営方法の簡素

効率化の推進に努める。

４　実施期間等

(1) 実施期間

この方針に基づく行政改革の実施期間は、平成13年度から平成17年度までの５年間とする。

(2) 実施計画の策定

この行政改革を計画的に推進するため，別に実施計画を策定する。なお、実施計画は、毎年度、実施状況を点検し、必要に応じて内容等の見直しを図ることとする。

(3) 進行管理と推進体制

この行政改革は、「米子市行政改革推進本部」の総合的調整と進行管理の下に、全庁的な取組として推進するものとし、推進に当たっては、その状況を、随時、「米子市行政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともに、市議会との連携を密にしつつ、市民、関係団体等の理解と協力を得るよう努める。